



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

物流特殊指定に関する講習動画

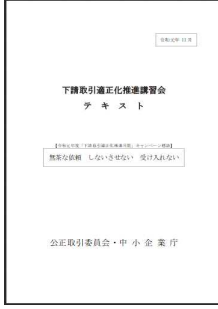
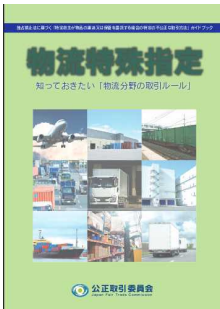
公正取引委員会事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課

本動画において利用した資料等

本動画の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会のウェブサイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ＞報道発表・広報活動＞各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

知って守って下請法 ～豊富な事例で実務に 役立つ～	下請取引適正化推 進講習動画テキス ト	優越的地位の濫用 ～知っておきたい取 引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい「物流 分野の取引ルール」
			



第1部

優越的地位の濫用規制の概要

物流特殊指定は、
物流分野における取引の公正化を
図ることを目的としています。

物流特殊指定（正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）は、荷主（いわゆる真荷主。以下同じ。）と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）上の告示^(注)です。

（注）独占禁止法は、公正かつ自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為を不公正な取引方法として禁止しています。物流特殊指定は、荷主と物流事業者との取引に適用される不公正な取引方法として、独占禁止法第2条第9項第6号に基づき、公正取引委員会が指定しています。



公正取引委員会は、
物流特殊指定と下請法を運用する
ことによって、
物流分野全体の取引の公正化に
努めています。

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、荷主と物流事業者との取引については物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引については下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に努めています（図1）。

（図1） 物流分野全体の取引の公正化のための枠組み



（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）



優越的地位の濫用規制とは

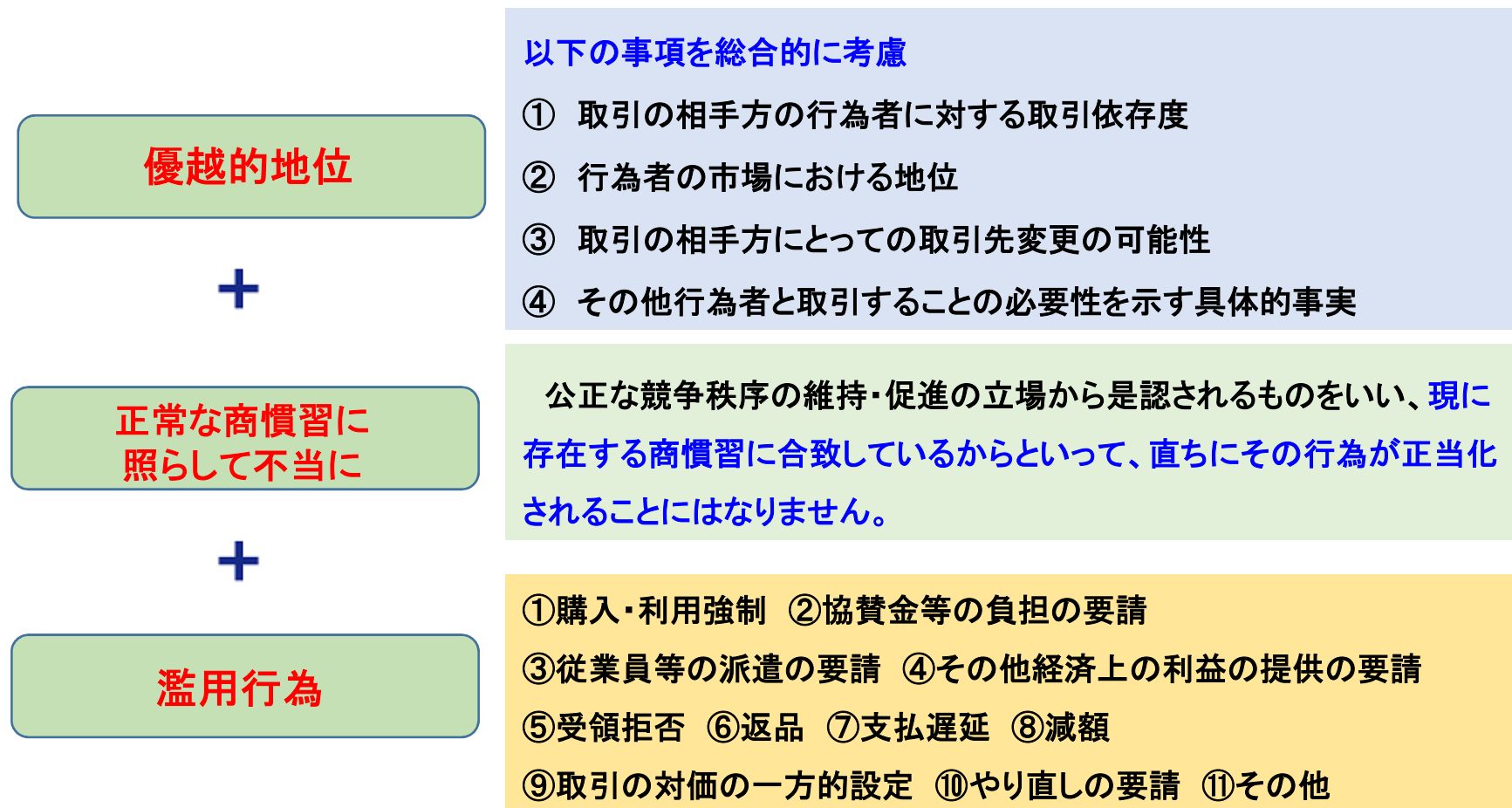
取引上**優越した地位**にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

優越的地位の濫用に該当するかどうかは、3つの要素から判断されます。



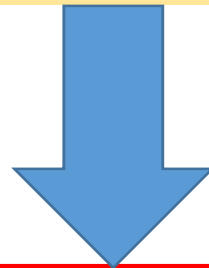
(出典:「知って守って下請法」、「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」)



下請法の概要

正式名称は「**下請代金支払遅延等防止法**」(昭和31年制定)

「この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与すること」を目的としている



- ・下請取引の公正化
- ・下請事業者の利益保護



下請法と独占禁止法との関係

下請法は、**独占禁止法を補完する法律**として制定

独占禁止法(優越的地位の濫用)による規制は、**個別の認定**(行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等)に**相当の期間を要する**。

そこで、下請法は、**規制対象に当てはまる取引の発注者(親事業者)を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものである。**

下請法で用いる用語の定義

(以降は、この用語を用います。)

用語	定義
親事業者	製造委託等をする立場の事業者
下請事業者	製造委託等を受ける立場の事業者
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合
委託	親事業者が下請事業者に対し、規格、品質、性能等を指定して依頼すること
下請代金	親事業者が下請事業者に支払う製造委託等の代金

親事業者の義務及び禁止行為

親事業者の義務

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ①書面の交付義務(第3条) | ③下請代金の支払期日を定める義務
(第2条の2) |
| ②書類作成・保存義務(第5条) | ④遅延利息の支払義務(第4条の2) |

親事業者の禁止行為

【第4条第1項に該当する行為】 (第4条第1項第1号から7号)

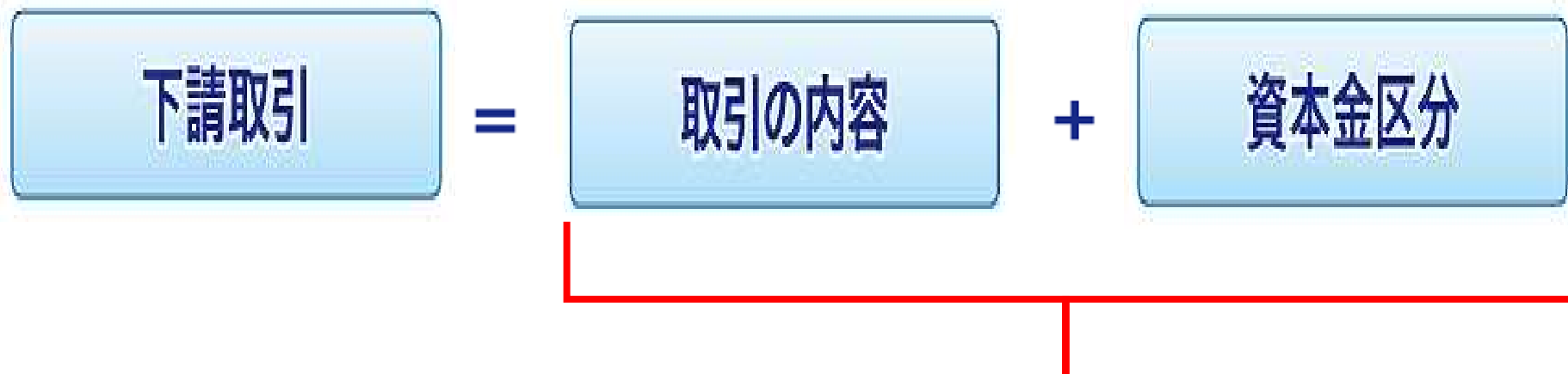
- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第4条第2項に該当する行為】 (第4条第2項第1号から第4号)

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

下請法の適用対象

下請法は、事業者同士が行う全ての取引に適用されるものではなく、適用対象となる取引のことを下請取引と定義して、



取引の内容及び資本金区分の2つの条件に合致する取引に適用されます。

下請法の規制対象となる取引は、「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」、「**役務提供委託**」の4つに大別されます。

製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することなどをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のようなものがあり、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：
- ・プログラム
 - ・映像や音声、音響などから構成されるもの
 - ・文字、図形、記号などから構成されるもの

役務提供委託

他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

取引の内容と資本金区分をまとめると以下のとおりです。

(1) ● 物品の製造委託・修理委託

● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

親事業者の義務とは

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には以下の4つの義務が課せられています。

1. 発注書面を交付する義務

2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

3. 支払期日を定める義務

4. 遅延利息を支払う義務

1. 発注書面を交付する義務

親事業者の義務（発注書面の必要記載事項①）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を**直ちに交付する義務**があります。

記載すべき事項は、以下のとおりです。

発注書面に記載すべき事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 親事業者及び下請事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日③ 下請事業者の給付の内容④ 下請事業者の給付を受領する期日⑤ 下請事業者の給付を受領する場所⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日⑦ 下請代金の額⑧ 下請代金の支払期日⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額及び手形の満期 | <ul style="list-style-type: none">⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法 |
|---|--|

2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

親事業者の義務（書類の作成・保存義務①）

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています。**

記録すべき事項は、次のとおりです。

具体的な必要記載事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 下請事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日③ 下請事業者の給付の内容④ 下請事業者の給付を受領する期日⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由 | <ul style="list-style-type: none">⑧ 下請代金の額⑨ 下請代金の支払期日⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期 <p>（次頁に続きます。）</p> |
|---|---|

親事業者の義務（書類の作成・保存義務①'）

具体的な必要記載事項（続き）

（前頁からの続きです。）

- | | |
|--|--|
| <p>⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日</p> <p>⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日</p> | <p>⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法</p> <p>⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額</p> <p>⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日</p> |
|--|--|

このように、親事業者は取引に関する書類を**作成し、2年間保存する義務**があります。

親事業者の義務（書類の作成・保存義務②）

作成すべき書類の記載事項は、発注書に記載する内容に加え、下請事業者から製品を受領した日や実際に支払った下請代金の額、支払った日等、取引後でないと記録・作成できない事項が含まれており、発注書等の書面を単に保存しておくだけでは足りません。

具体的な必要記載事項のうち、取引後に作成する必要がある事項（赤字部分）

- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

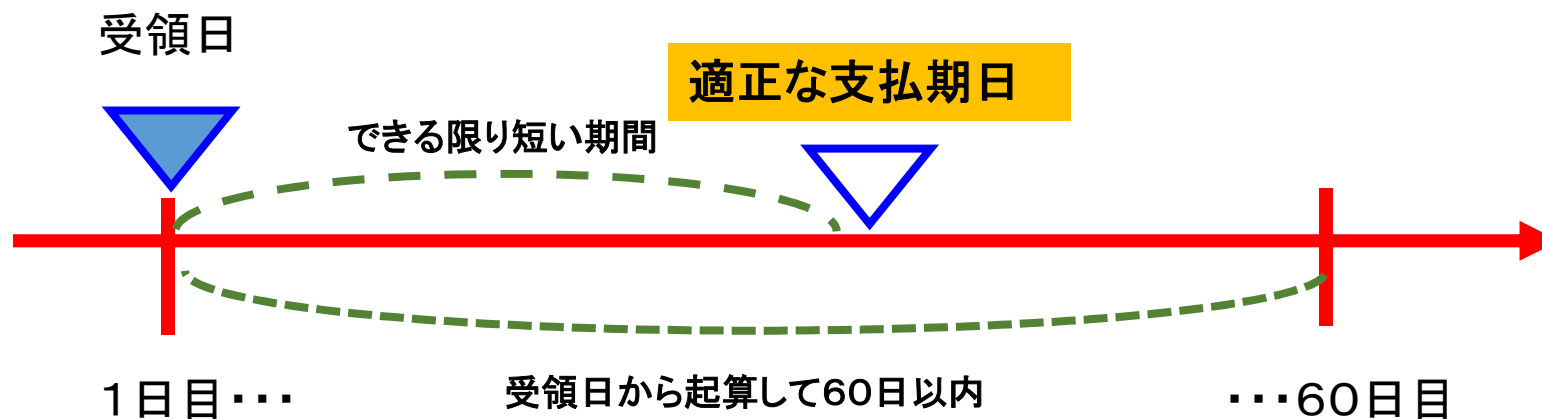
3. 支払期日を定める義務

親事業者の義務（支払期日を定める義務）

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

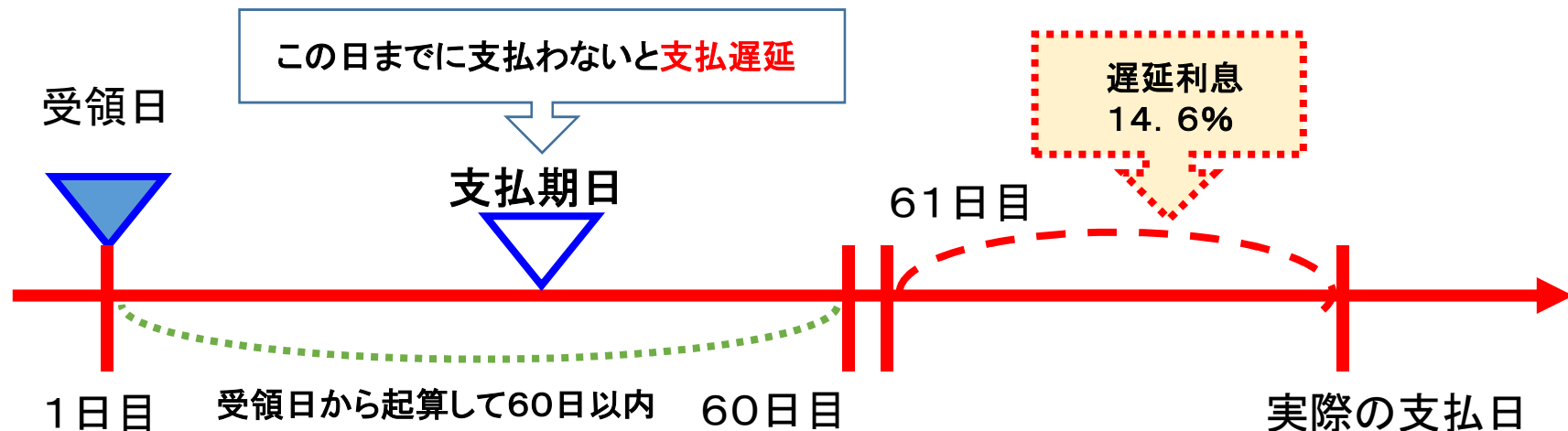


4. 遅延利息を支払う義務

親事業者の義務(遅延利息を支払う義務)

親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ下請事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は排除されます。



※ 「遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので御注意ください。



親事業者の禁止行為

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の11項目の禁止事項が定められています。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

(出典:「知って守って下請法」)

親事業者の禁止行為

【第4条第1項に該当する行為】 (第4条第1項第1号から7号)

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第4条第2項に該当する行為】 (第4条第2項第1号から第4号)

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

第2部 物流特殊指定の適用対象取引

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、荷主と物流事業者との取引については物流特殊指定を運用し、また、物流事業者間の再委託取引については下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に努めています（図1）。

（図1）物流分野全体の取引の公正化のための枠組み



（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

物流特殊指定の適用対象取引のポイント

荷主（A）が物流事業者（B）に対して、継続的[※]に物品の運送又は保管を委託している場合（図2）において、荷主及び物流事業者の資本金や取引上の地位が物流特殊指定が定めるいずれかの関係（図3）にあるときは、それぞれ特定荷主及び特定物流事業者として、物流特殊指定の適用対象となります。

※ 継続的とは、毎月のように連続的に委託（受託）しているということまでではなく、例えば、不定期であっても繰り返し委託（受託）しているような場合も含まれます。

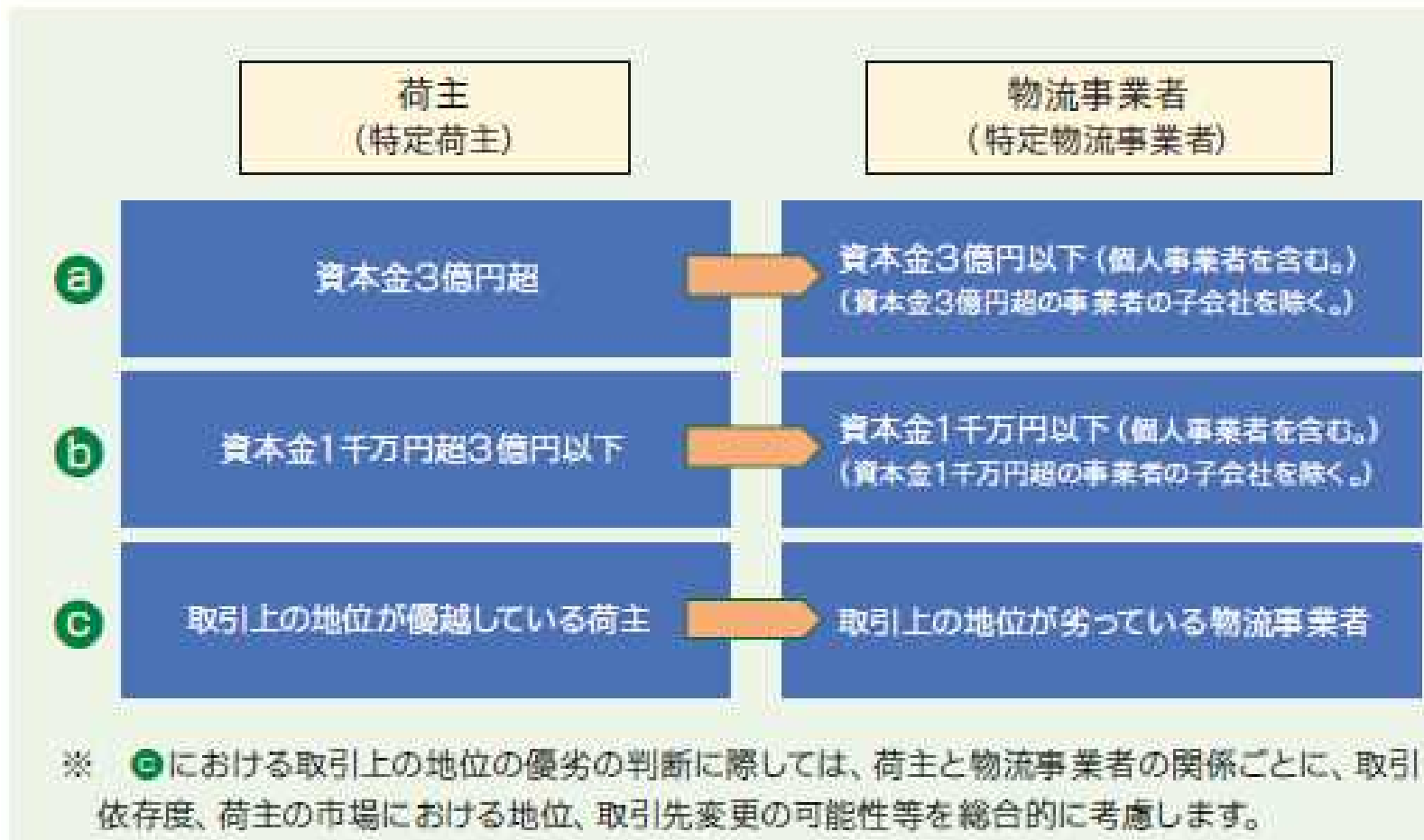
（図2）荷主と物流事業者の取引



（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

物流特殊指定の適用対象取引のポイント

(図3) 荷主と物流事業者の関係



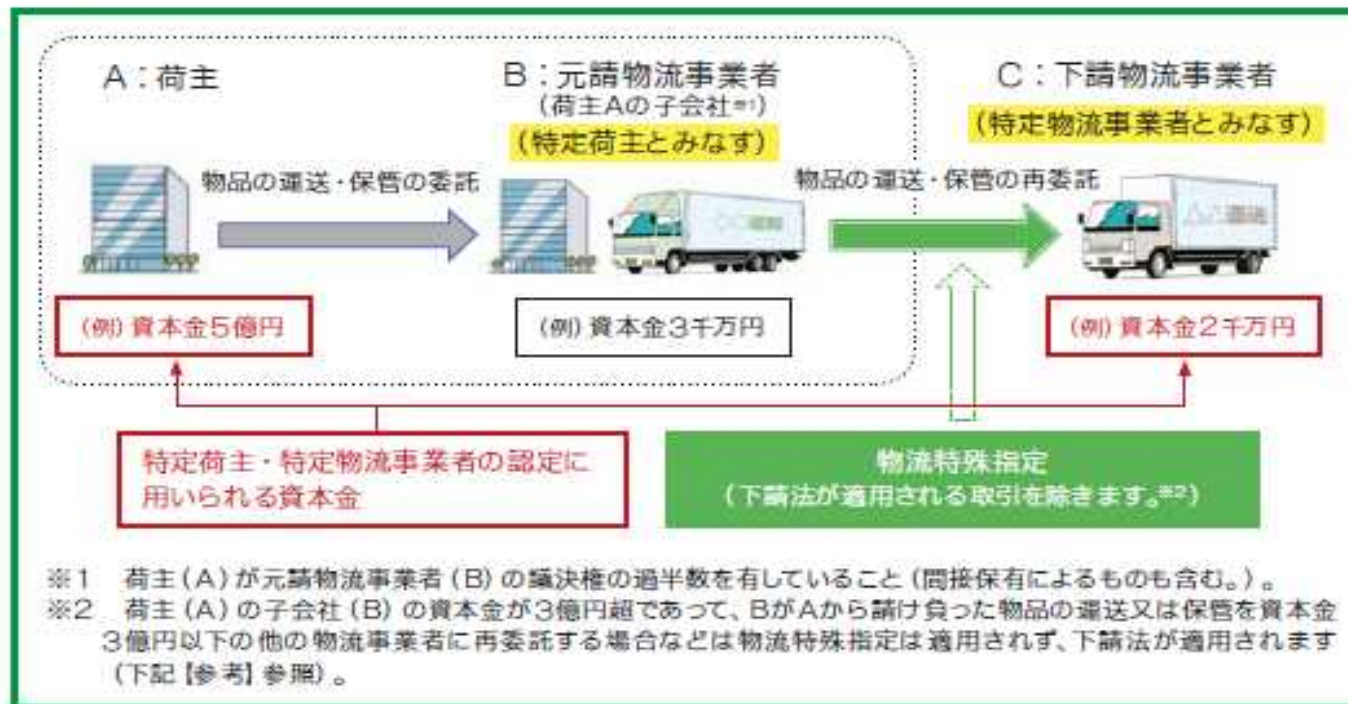
(出典:「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」)

物流特殊指定の適用対象取引のポイント

荷主(A)の子会社(B)が物品の運送又は保管を物流事業者(C)に対して再委託する場合において、CがAから直接運送又は保管の委託を受けるものとすれば、AとCが3頁の(図3)「荷主と物流事業者の関係」のいずれかに該当することとなる場合には、BとCとの取引に物流特殊指定が適用されます。

(図4)の例では、資本金5億円(3億円超)の荷主(A)と資本金2千万円(3億円以下)の下請物流事業者(C)の組合せとなるため、3頁の(図3)「荷主と物流事業者の関係」の⑤に該当します。

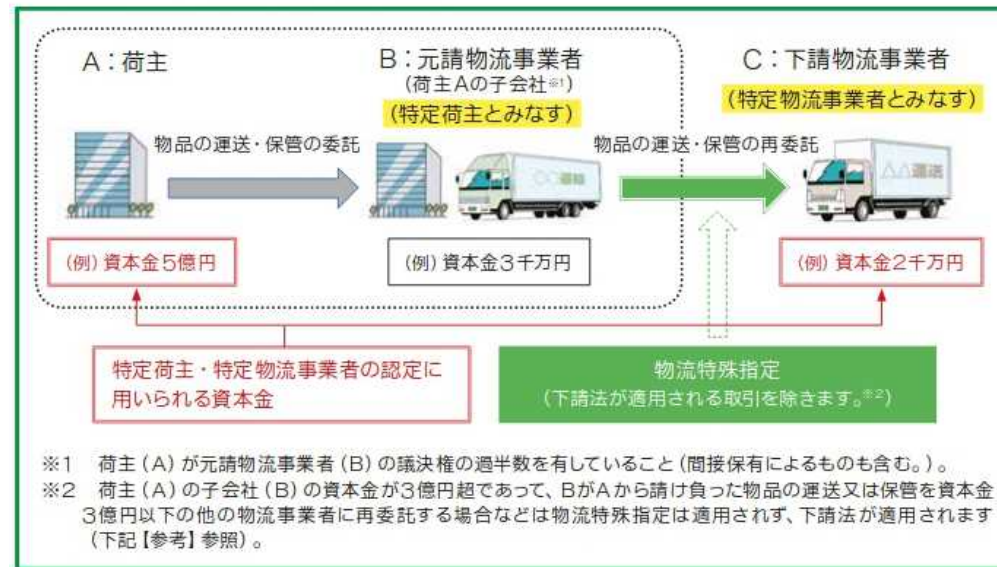
(図4) 荷主の子会社と物流事業者の取引



(出典:「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」)

物流特殊指定の適用対象取引のポイント

(図4) 荷主の子会社と物流事業者の取引



【参考】

元請物流事業者と下請物流事業者の資本金が以下のいずれかの関係にある場合は、下請法が適用されます。

親事業者(元請物流事業者)	下請事業者(下請物流事業者)
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人事業者を含む。)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人事業者を含む。)

(注) 下請法の詳細については、『知って守って下請法』など下請法に関する各種ガイドブックや公正取引委員会のホームページを併せて御確認ください。

(出典:「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」)



物流特殊指定の禁止行為

代金の支払遅延

代金の減額

買いたたき

物の購入強制・役務の利用強制

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請

不当な給付内容の変更及びやり直し

要求拒否に対する報復措置

情報提供に対する報復措置

下請法の禁止行為

下請代金の支払遅延

下請代金の減額

買いたたき

物の購入強制・役務の利用強制

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請

不当な給付内容の変更及びやり直し

情報提供に対する報復措置

受領拒否

不当な返品

有償支給原材料等の対価の早期決済

① 代金の支払遅延（物流特殊指定第1項第1号）

特定荷主は、特定物流事業者に対して責任がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わなければなりません。

具体例①

荷主の資金繰りを理由として…



荷主は、物流事業者に対し、自社の資金繰りの都合がつかなかったことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

具体例②

事務処理手続の遅れを理由として…



荷主は、自社の事務処理手続が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

② 代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

特定荷主は、特定物流事業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定めた代金の額を減じてはいけません。

具体例①

引き下げた代金を発注済みのものにまで…

引き下げた代金は先月
発注した分から適用し
ますね。



引き下げる前に受託した
ものにまで引き下げた代金を
適用するなんてひどいよ…

荷主は、物流事業者との間で代金の引下げについて合意したが、引下げ前の代金で発注した
ものについてまで新しい代金を選んで適用することにより、代金の額を減じた。

具体例②

手数料の名目で…

管理事務手数料として
〇〇万円を代金から
差し引きますね。



そんな約束していない
のに…
勝手に差し引くなんて
ひどいよ…

荷主は、「管理事務手数料」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金の額から減じた。

具体例③

荷主の顧客からの減額を理由として…

顧客から商品の単価を
引き下げられたので、
その分、そちらに支払う
代金から差し引きますね。



うちに責任はないのだから
全額支払ってもらわないと
困るよ…

荷主は、自己の顧客から販売した商品の単価を引き下げられたことを理由に、物流事業者に
対して支払う代金の額を減じた。

③ 買ったとき（物流特殊指定第1項第3号）

特定荷主は、同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めてはいけません。

具体例①

荷主の予算を基準にして…

物流費に充てる予算に余裕がないので、来月からの代金は〇〇万円に引き下げます。



そんなムチャな…

荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算を基準にして一方的に代金の額を決定した。

具体例②

一律に一定率の代金引下げを…

来月以降、これまでの代金から一律に〇%引き下げた額をお願いしますね。



うちとは何も交渉していないのに…

荷主は、個々の物流事業者の事情を考慮することなく、一方的に従来の代金から一律に一定率で代金を引き下げることにした。

具体例③

多頻度配送に変更しても代金はそのまま…

これからは毎日配送してください。代金は今までどおりの額をお願いします。



毎日配送すれば費用がかさむのに…代金がそのままなんてひどいよ…

荷主が、これまでの週一回の配送を毎日の配送に変更するよう物流事業者申し入れたところ、物流事業者は、配送頻度が増加すれば運送費等の費用がかさむため新たに見積書を提出したが、荷主は、物流事業者と十分な協議をすることなく、代金の額を据え置いた。

（出典：「物流特殊指定 知っておきたい」物流分野の取引ルール）

④ 物の購入強制・役務の利用強制（物流特殊指定第1項第4号）

特定荷主は、正当な理由がある場合を除き、特定物流事業者に対して自己の指定する物又は役務を強制して購入・利用させてはいけません。

具体例①

荷主の発注担当者を通じて…

うちの取引先が
販売している
商品を少し買って
くれませんか。



発注担当者からのお願いか…
今後の取引もあるから断り
づらいな…

荷主は、物流事業者に対し、自社の発注担当者を通じて、取引先が販売する季節商品を購入させた。

具体例②

再三要請して…

この前お願いしたトラックの
リースの件ですが、
是非とも契約をお願いします。



何度もお願いされたら
断りづらいよ…

荷主が、物流事業者に対し、自ら指定するリース会社とトラックのリース契約を締結するよう要請したところ、物流事業者は既に同等の性能のトラックを保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、荷主は契約締結を再三要請し、当該契約を締結させた。

⑤ 割引困難な手形の交付（物流特殊指定第1項第5号）

特定荷主は、支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

具体例



荷主は、物流事業者に対し、期間125日※の手形を交付した。

※ 一般的には、割引困難と認められる手形期間であるかどうかは、その業界の商慣習等を勘案して判断されます。

（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

特定荷主は、自己のために、お金やサービス、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

具体例①

イベント協賛金として…

うちの製品のイベントを開催するので、協賛金として〇〇万円の提供をお願いします。



〇〇万円も払っていうの？
うちにとって何のメリットがあるのかな…

荷主は、物流事業者に対し、物流事業者の利益との関係を明らかにすることなく、自社の主催するイベントの開催のための協賛金を提供させた。

具体例②

荷主の倉庫に元々あった荷物まで…

うちの倉庫に保管してある荷物の整理をお願いします。



荷物の整理だって？
うちが運んだ荷物でもないのに…

荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。

具体例③

他の物流事業者が運んだ荷物の積み下ろし作業まで…

他の物流事業者の積み下ろしのお手伝いをお願いします。



どうしてうちが手伝わなければいけないの？

荷主は、物流事業者に対し、荷物の積み下ろしのための待機時間に、他の物流事業者が運送した荷物の積み下ろし作業を無償で行わせた。

⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し（物流特殊指定第1項第7号）

特定荷主は、運送又は保管を変更させたりやり直させたりすることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

具体例①

運送の委託を取り消したにもかかわらず…

顧客から発注を取り消されましたから、そちらにお願いしている運送の委託は取り消します。



運送の準備にかかった費用は全額支払ってくれるのかな…

荷主は、物流事業者に対し、運送の委託を直前に取り消したにもかかわらず、当該運送の手配に要した費用の一部を物流事業者に負担させた。

具体例②

運送をやり直させたにもかかわらず…

せっかく運送していただきましたが、工事は急に延期になりました。運送をやり直してもらえますか。



まさかタダでというわけじゃないよね…

荷主は、自己の都合で工事を延期し、設備工事に使用する資材の運送をやり直させたにもかかわらず、それにより生じた費用の一部を物流事業者に負担させた。

具体例③

配送先を変更したにもかかわらず…

荷物の配送先が変更になりましたので、よろしくお願いします。



随分遠くに変更されたな…追加の代金は支払ってくれるのかな…

荷主は、自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる費用の一部を物流事業者に負担させた。

（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

⑧ 要求拒否に対する報復措置（物流特殊指定第1項第8号）

特定荷主は、減額の要求や自己の指定する物の購入の要求等（前記①～⑦）を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引の量を減じたり、取引を停止したりしてはいけません。

具体例

協賛金の提供要請を拒否されたことを理由に…

この前お願いしたイベントの協賛金を支払っていただけなかったので、取引の量を減らします。



そんな…

荷主は、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請したところ、これを拒否されたことから、そのことを理由として取引の量を減らした。

（出典：「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」）

⑨ 情報提供に対する報復措置（物流特殊指定第2項）

特定荷主は、特定荷主が物流特殊指定第1項に掲げる行為（前記①～⑧）をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはいけません。

具体例

情報提供したことを理由に…

そんな値引き要求は
独占禁止法上問題ですよ。
公正取引委員会に
言いますよ。



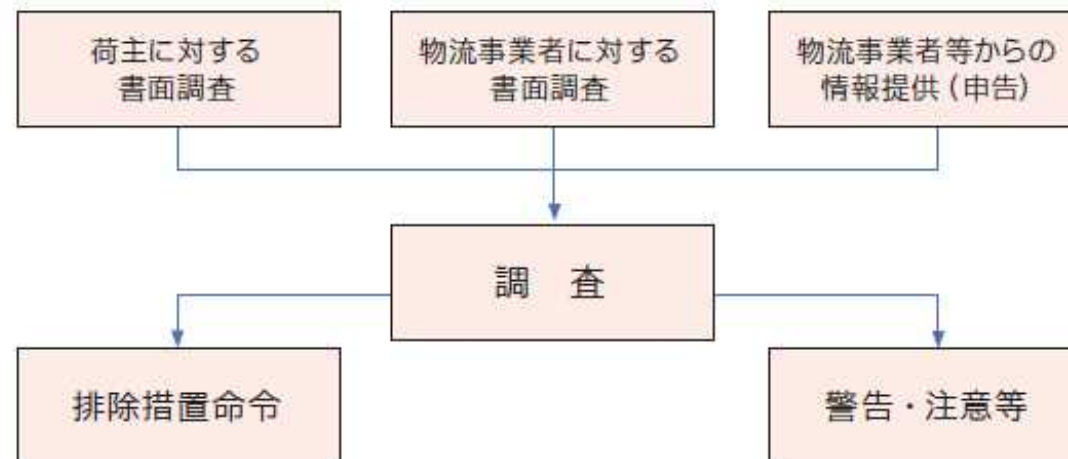
そんなことを言うのなら
今後取引しませんよ。

荷主は、物流事業者が公正取引委員会に対して減額したことを知らせようとしたことを理由として、取引を停止した。

独占禁止法（物流特殊指定）違反行為への対処

公正取引委員会では、物流特殊指定上問題があると思われる行為を行っている荷主に関する情報を積極的に収集し、調査を行っています。
その結果、荷主に違反行為が認められた場合には、違反行為を取りやめさせるなどの措置を講じています（図5）。

（図5）独占禁止法（物流特殊指定）違反事件処理の流れ



独占禁止法違反事件処理の詳細（調査権限、罰則等）については、『知ってなっとく独占禁止法』など独占禁止法に関する各種ガイドブックや公正取引委員会のホームページを併せて御確認ください。



本講習動画は以上で終了となります。
御聴講いただきありがとうございました。

